

2015 年～ 2016 年度  
**政策調査会報告書**

宗祖親鸞聖人御誕生 850年・立教開宗 800 年に向けて  
～未来を拓く宗門の課題～

**真宗興法議員団**

# 目次

ご挨拶	1
「御誕生 850 年・立教開宗 800 年」部会	2～11
I. 教学・教化	
II. 組織改革	
III. 法要・記念行事	
IV. 記念事業・予算	
V. 標語	
VI. 近い将来への検討課題—施設整備—	
「教学・教化」部会	12～17
I. 聖教編纂室の具体的な立ち上げ	
II. 同朋会運動の再確認	
III. 寺院活性化の課題	
IV. 時代社会に呼応する教化の課題	
「制度・機構」部会	18～24
I. 過疎地対策—門徒離散防止—	
II. 教区制・組制	
III. 議会諸制度—宗会議員定数について—	
IV. 本山授与物	
V. 教師資格	
「財政」部会	25～36
I. 収入	
II. 支出	
政策調査会 各部会構成	

## ご 挨拶

私たち真宗興法議員団は、宗議会内に置かれている「宗政調査会」とは別に、現宗門の課題、将来の宗門のあるべき姿を課題として学習・調査・研究の場を独自に企画し、運営しております。それが「政策調査会」であります。

言うまでもなく今日、我が宗門に願われていることは、混迷を深め続ける時代社会なればこそ、本願念仏に生きる「人の誕生」と仏法を相続していく「場の創造」をとおして、「同朋社会の顕現」を構築することにあります。そして、そのために宗門人一人ひとりが、今何を課題とすべきなのかが問われているのでありましょう。

今期は、基本テーマを「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年に向けて」と掲げて、2015 年 9 月～2017 年 3 月までの間、学びの場を重ねてまいりました。団員には、それぞれ「御誕生 850 年・立教開宗 800 年」、「教学・教化」、「制度・機構」、「財政」の 4 部会に分かれて、月に一度以上の集まりを持っていただきました。そして今、中間報告並びに合同研修会を経て、この『報告書』の作成・発刊に至った次第であります。

ここにまとめられた提言は、6 年後に迫った「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」へ向けて、宗務当局の宗政に対する貴重な政策提言になっていくものと考えております。今秋は、宗議会議員任期満了を迎える時期に当たりますが、今後とも幅広い諸課題に対して政策調査の学びは変わらず継続してまいります。

最後に、ご一読いただいた皆様には、この報告書の内容に関して、ご指摘・ご批判などを寄せていただきたく、お願い申し上げます。

合 掌

2017 年 8 月 1 日

真宗興法議員団 政策調査会  
会長 武宮信勝

## 「御誕生 850 年・立教開宗 800 年」部会

主任 清 史彦

### はじめに

宗門は、宗祖 750 回御遠忌法要を機に、両堂等御修復の完遂をはじめ、真宗教化センター（しんらん交流館）の開所、本廟奉仕施設整備事業等の着手、大谷専修学院新学舎化などの諸事業に取り組んできた。今後、「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要」までの時期は、「宗祖 750 回御遠忌法要」の総括を踏まえ、それらの内実を深める大切な“秋”である。

この基本的視座の元、真宗興法議員団政策調査会「御誕生 850 年・立教開宗 800 年」部会は、この 2 年間論議を重ねてきた。

はじめに、時代認識と慶讃法要の理念を確認し、それらを踏まえつつ、以下の 6 方向からの提言をもって、当部会の報告とする。尚、この法要が現宗憲制定後初めての「誕生・立教開宗」慶讃法要となることも注視すべきであり、今後は宗務機構のプロジェクトチームに積極的な提言を行い、実現を図って参りたいと考える。

- I. 教学・教化
- II. 組織改革
- III. 法要・記念行事
- IV. 記念事業・予算
- V. 標語
- VI. 近い将来への検討課題－施設整備－

### ◎時代認識

振り返れば先の「御誕生 800 年・立教開宗 750 年」の 1973（昭和 48）年頃は、「もはや戦後ではない」の言葉に象徴されるように、1964（昭和 39）年の東京オリンピック、それに合わせた東海道新幹線開業、名神高速道開通、そして、1970（昭和 45）年の原子力発電所からの初送電などを盛り込んだ、「進歩と調和」を掲げた大阪万博などを経て、右肩上がりの“高度成長”の時代であった。しかし同時に、経済成長の裏側に生じた“公害”に代表される“社会の歪”が露呈し、それらに抗する“市民運動”が盛り上がりを見せたほか、1960 年・70 年の“日米安保”改定などを契機として、“学生運動”が盛り上がっていた時代でもあった。（1969 年東大安田講堂事件、東大入試中止）

我が真宗大谷派でも、1962（昭和 37）年に「真宗門徒一人もなし」という“自己批判”から「同朋会運動」が始まった。しかし、その信仰運動が展開される中で、教団（人）の抱える“封建的思考・体質”が露呈し、「同朋会運動」を推進する勢力と、反対する勢力との軋轢が高まり、いわゆる“教団問題”として、社会的にも大きく注目される問題が起きた。また、それらの教団“内”の動きに並行するかのよう、1969（昭和 44）年の難波別院輪番差別事件をきっかけに、教団（人）の“差別的体質”が顕わになり、「部落解放同盟」からの“糾弾”を何度も受けることとなった。さらに、同じく 1969（昭和 44）年に、自民党が初めて“靖国神社を国家護持する法案”を国会に提出した出来事によって、大谷派教団自身も、その非戦平和を願う姿勢が厳しく問われることになった。このような教団“内外”の一連の動きの中で、1973（昭和 48）年の「御誕生 800 年・立教開宗 750 年」の法要は厳修された。前述した、いわゆる“教団問題”の激動の中で、この法要が、“守旧派内局”の元で行われたことも忘れてはならないが、同時に、「同朋会運動」が動き出す中で、信仰運動の根幹を担うテキストや、また現代にも通じる「生まれた意義と生きる喜びを見つけよう」というテーマを生み出し、真宗十派による「真宗教団連合」誕生の契機となったのも、この法要であったことを確かめておきたい。このように時代を振り返ってみると、この記念法要が、大谷派“内”の法要ではあるが、“外”の世の中の動きと連動していたことが、よく頷ける。

さて、「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要」を迎える 2023 年とは、どのような時代なのであろうか。2020 年に東京オリンピックの開催、2025 年に大阪万博の誘致という時代状況を見ると、約 50 年前と類似している時代だとも言える。すなわち、“景気回復を願う心”の裏側に、原発の抱える問題が露呈し、“日米安保”も“安保関連法”の成立により新たな局面に入っているということである。当時のような目立った“学生運動”等は見られないものの、若者を中心にした NPO や市民団体などの社会運動が静かに広がりを見せている。一方、前回の法要の時には課題になっていなかった、「男女共同参画」の推進が叫ばれる現代という時代に応じ、宗門内でも「男女両性でかたちづくる教団」という課題が強く認識されるようになってきている。よって、「宗祖親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要」は、真宗仏教の本旨に立ち、過去を確認し、現代という時代を射抜き、未来の方向性を示し、「同朋会運動」の次の 50 年を方向付ける法要・行事であるべきで、信仰運動の具体的な形、すなわち教化施策、テキスト、テーマを生み出す機縁とならなければならない。さらに、加えて言うならば、“景気回復を願う心”の裏側に露わになっている人間の“疎外”の問題を見つめ、真の人間としての生き様を一般社会に提起し、さらに、大谷派“内”の“古い宗門体質”を克服していく具体的な行動を伴うものでなければならない。

## ◎慶讃法要の理念

### ◆「誕生」の意義

釈尊誕生時の『唯我独尊』の言葉に象徴されるように、人は誰しも他と比べる必要がない無条件で、唯一無上な尊い存在である自己自身に目覚めることが、人間に生まれた意味である。それは、あらゆる人々、あらゆる“いのち”に共通するものであり、人類に対し広義的かつ普遍性を具した仏教、すなわち「真実教」の意義として確かめられなければならない。

### ◆「立教開宗」の意義

立教開宗は、親鸞聖人にとって真の人間としての“第二の誕生”を意味するものであり、浄土真宗、宗祖としての親鸞の誕生でもある。言い換えれば、世の中の常識に絡み取られた人間を解放し、世界と直結し自立・自律する真の生活者の誕生である。

そしてこのことは、単なる大谷派、浄土真宗“内”の事ではなく、「真の人間としての在り様に気づく」という、あらゆる人々に普遍的なものとして意味を持つことが受け止められ、強調されなければならない。

○参考：『人間教育の原理としての真宗—立教開宗の意義—』 蓬茨祖運

「立教開宗の意をあらためて問わなければならないという意味では、今後一人の人間として、未来に対する指針をたずねるということになる。未来の社会というより、一人の人間が立教の精神をたずねていくというエネルギーがあれば、それがまた社会に対してのおのずから指針となりうる要素でもなかろうか」

### ◆理念的課題

- 「一人の人間として、未来に対する指針、社会に対する指針」となり、現代人の救済道が開かれることを表現・発信する慶讃法要でなければならない。
- 親鸞の「現生正定聚」「即得往生 住不退転」の教えこそが、現代という時代社会に応えうる。
- 『教行信証』を著された意味。そのエッセンスである『正信偈』の確認を要点に据える。
- 「世界」「社会」「時代」と不可分な存在としての「私」であることの自覚を促す。
- 「あらゆる人々の生活に寄り添う僧侶・寺院・教団」を目指す。
- 自らの足下の課題として、「教団問題」の内実、すなわち自らの「閉鎖性」の克服が為されねばならない。
- “男女両性でかたちづくる教団を願う”教学、儀式法要が確立されねばならない。

## Ⅰ. 教学・教化

### (1) 「寺離れ」に应运

この問題の一因には、本来寺院というものが「公益法人」として存在すべきものであるにもかかわらず、「公益」(外)ではなく「寺院益」(内)になっている、ということがある。と考える。(内)に向くことにとどまらず、「地域社会」と繋がるような(外)に向けた教化活動のアプローチが必要となってきた。

そこで、(内・外)の一人ひとりとのつながりを創るために、「福祉・教育」の分野に有機的、積極的展開が図られるべきで、それは寺院活動(教化)の本来性とも合致するものである。そして、同時に「過疎」問題にも応えうるものである。

#### 《具体案》

- ①寺院が運営主体となり、仏教の教えに基づいた「訪問介護・訪問看護・グループホーム・デイサービス」の設立を目指す。寺院関係者(住職・寺族)がケアマネや介護福祉士などの資格を取得し、門徒の中の有資格者と共に施設を運営し、介護、看護、看取り、仏事へと繋がる一連の関わりを持つ。
- ②若者が減少する過疎地域において、高齢者を対象とした介護、看護などのコントロールセンターとしての機能を寺院が担い、「半寺半福祉」で過疎地寺院の護持存続を図る。
- ③宗務機構の中に、宗門内の取り組みの情報をネットワークする“窓口”を設ける。
- ④都市部の寺院に対し、保育所の経営を奨励する。これは、仏教をベースとした幼年教化と、普通ならお寺に足を運ばない若い親世代への教化の軸となる。
- ⑤「葬儀」を教化の場として再生する。すなわち、寺院を会場とするなど寺院が主導する「葬儀式」を地域社会に提案する。

### (2) 「人」の養成と「場」の創造

- ①教師資格取得後や住職任命後、一定年度での研修を宗門の事業として設ける。カリキュラムは中央で立案し、運営は教区・連区・別院単位で行い、受講者を明確に顕彰する。

例：教師資格取得後10年ごと、新任職研修、住職任命後5年ごと等

- ②僧侶、教師、住職、坊守の生涯学習を明確に位置づける。

例：「兼職者研修交流会」で兼職僧侶の経験・知恵を共有する、宗門関係教育機関の各地への出張講座等

- ③教師養成課程の必修科目に、「傾聴」のカリキュラムを取り入れる。

- ④教学研鑽機関の充実。教区・連区・別院単位での、若手教師の学習機関の設立。
- ⑤学事の重要さを再認識し、宗門関係学校への支援を行う。  
例：関係学校学生への奨学金（給付型、無期限無利子の貸与）、海外留学生の受け入れ促進等
- ⑥「人」の養成の大切な要素に「人」の発掘がある。その願いに資する法要・行事を企画する。
- ⑦池の平、吉崎別院の青少年センターの整備、積極的な利用推進。

### (3)「あらゆる人々の生活に寄り添う僧侶・寺院・教団」

#### ①都市教化

- \*都市部の別院に、カルチャーセンターのような一般市民を対象とした「場」を創り、親鸞の教えを中心として、広く仏教文化を発信する。
- \*都市部（特に首都圏）に、教化の場としての内実を持つ「大規模納骨施設」建設の足掛かりを作る。
- \*首都圏で行ってきた「親鸞フォーラム」などの教化施策の、札幌・名古屋・大阪・広島・福岡などの大都市圏での展開を図る。

#### ②寺院の開放

お寺の同朋会を、「門徒」対象のもの（内）と、一般の方々が参加できるもの（外）とに分けて運営する。一般の方々が参加しやすいように、お寺を会場とした「カフェ」「話し合いサロン」等が有効な手立てである。（外）の方々の参加される集いが、より寺院の力を強くする。

#### ③真宗の仏事の回復

##### 『正信偈』同朋唱和運動の展開

月忌参り、中陰などで、勤行本を配り、同朋奉讃式をご門徒と一緒に勤める。参加者が少数の葬儀であれば、『正信偈』同朋唱和を葬儀式次第に加えることも可能である。お勤めの内容を伝えるために、漢文の読み下し文の音読を勤行本に加える。

##### 新たな『同朋法要式』の制定

これは法要式というより、むしろ“教化手段”と言うべきものなので、“教化”を主眼とする教学研究所が作成すべきではないか。

##### 僧侶の使命の明確化とスキルアップ

いわゆる「教化学」を、より実践的に伝える事が必要である。また、現場で既に取り組まれている各々の住職、僧侶の教化活動や法要（通夜、葬儀、中陰、



法事、月参り等)の勤め方の共有化を試みる。

例：浄土真宗ドットインフォ内に各地での試みが投稿できるページを設ける

【寺に身を置く僧侶のなすべき事】

＊法座(座談・同朋会)の実施

＊発信手段(寺報・チラシ・ホームページ・ブログ・フェイスブック等)の工夫

＊現在帳(ビハールなど、有縁の人々の今の生老病死に寄り添う活動)の作成

【教化に関わる住職、僧侶の姿勢】

＊「答え」を教えるのではなく、他者の話を先ず聴く姿勢を持つ(傾聴)。

＊現代人に解る言葉をもって、「仏事」を勤める意味を明確に伝える。

＊真実を宗(ムネ・中心)とする=ものごとの本来の意味を問う姿勢を伝える。

(4)「男女両性でかたちづくる教団」を願う、教学・儀式法要

①教学的解釈の課題

『観経』の「是旃陀羅」は問われ続け、学び続けられてきたが、それに比して「女性」の教学的解釈は放置されてきた。本願文・第35願の「变成男子の願」の解釈、和讃・御文などの「变成男子」「五障三従」の教学的受け止めが明確にされねばならない。

②儀式的側面からの課題

葬儀での「变成男子」の和讃、御文の繰り読みなどについて、「痛み」を感じる側(女性)の思いに向き合う意味で、十分な問いとなってきたか。

## II. 組織改革

これからの宗門のかたち＝「あらゆる人々の生活に寄り添う僧侶・寺院・教団」  
の具体的な姿

(1) 会員制度の創設

仏教への信頼は高いが、寺院・僧侶への信頼が低いというNHKの調査がある。特に都市部では、「お寺とのお付き合いは要らないが、親鸞は知りたい」という方々が多くおられる。すなわち、「寺離れ」ではあるが、決して「宗教離れ」ではないということである。そのような状況、そして全体的な人口の減少化や流動化の社会状況を考えると、宗門は、これまでの門徒—寺院—教区—宗門という枠組みを越えた

新たな「門徒」の概念を見出すべき時期を迎えている。

宗門が、あらゆる方々と繋がりを持ち得つつ、教化を深めていく方策として、緩やかな「会員制度」＝「同朋カード会員（仮称）」制度の創設を提言する。

- ・有償会費制を導入し、会員の位置付けは、大谷派サポーターとする
- ・会員に対して、宗門、教区などの学習会、行事などを案内し、参加費などを優遇する
- ・会員には、渉成園入場、諸殿拝観、名利別院拝観などを優遇する特典を付与する
- ・まずは、人口流入の多い首都圏や、真宗の組織基盤が浅い沖縄で試行する

## (2) 「離脱寺院」の復籍促進

教線と財政面の拡大・確保の意味で「離脱寺院」の復籍を促進する。

# III. 法要・記念行事

## (1) 法要日程

4月1日の御誕生記念日、4月8日の釈尊誕生日（花祭り）、4月15日の立教・開宗記念日を意識した日程を設定すべき。

## (2) 御誕生、立教・開宗の意義が、それぞれ明確に表現された法要・記念行事を企画する。

例：親鸞の生涯を偲ぶ意味で、関東24輩や伝説伝承寺院でのリレー法要

## (3) 参拝者の目線に立った法要を企画する。

例：伝統的な法要儀式は1時間以内に収まるものとする。

「男女両性でかたちづくる教団」を願った、女性だけの法要を厳修する。

法要内容についての解説を一般の方々にも分かりやすいように工夫する。

## (4) 既存の法要概念を超え、音楽法要、シンポジウム、講演、などをすべて「法要」と捉えて企画する。

## (5) 慶讃法要記念の新作として、音楽法要の曲、歌を募集によって作成する。

- (6) 僧侶、ご門徒や関係学校の学生などに積極的に参加いただける企画を考える。  
 (視聴覚ホールなどを会場に)  
 例：保育園児・幼稚園児の絵画コンクール  
 小学生の正信偈同朋奉讃、お勤め発表会  
 中学生の作文コンクール  
 高校生の主張発表コンクール  
 大学生・院生のオーケストラ、合唱団、演劇公演  
 若手僧侶法話大会 →「人」の発掘
- (7) 人権、平和、芸術、自然保護、福祉などをテーマに NPO や若者の活動グループに自主的な発表の場を設ける。 →青少年教化
- (8) 渉成園や能舞台を会場に、宗門内外の幅広い方々に参加いただけるような催しを企画する。  
 例：「生け花展」(親鸞と六角堂・池坊とのご縁を強調)  
 「囲碁大会」「将棋大会」「茶会」(習熟度で分け、初心者でも参加できる集いとする)  
 「楽能上演」  
 ※これらの催しは、参加者に自費で参加していただけるという長所がある
- (9) 異文化交流の催しなどを企画する。(近隣地域との共催、関係学校との協力で)  
 ①白洲や烏丸通を会場に、「dance の祭典」を企画する。  
 例：サンバ、ボサノバ(暢裕門首後継者がブラジルご出身)  
 盆踊り(越中八尾の和讃踊り、仏迎えの河内音頭など)の共演  
 ②関係学校学生、若手僧侶などを対象に「研修旅行」を企画し、補助を出して募る。  
 例：中国東北部(旧満州)、南洋諸島(サイパン・パラオ)で日本の戦時中の歴史を学び大谷派の「開教」の足跡を辿る。  
 ハワイ、北米、ブラジルの現在の開教寺院を訪問し、その歴史を学ぶ。  
 インド、シルクロード、中国、韓国など、仏教東遷を辿る。  
 タイ、カンボジアなど現代の仏教国を訪ね現地の僧侶と交流する。  
 →「人」の発掘
- (10) 親鸞聖人のご生涯を偲び、節目のお歳の方々の集会を催す。  
 例：0歳「ご誕生」=赤ちゃん(0歳児)に参拝いただく「初参り法要」  
 9歳=その年に9歳で得度を受けた子どもたちにお参りいただく法要  
 19歳の青年の主張発表コンクール

- 29 歳の若者の論文コンクール
- 35 歳の壮年の信仰体験発表会
- 52 歳のご門徒のお寺での活動発表
- 76 歳、85 歳、90 歳のご門徒にお参りいただく集い

- (11) 記念行事として帰敬式を「第二の誕生式」として大々的に行う。
- (12) 親鸞聖人が大切にされた聖徳太子の 1400 年忌が 2021 年に正当する。  
「御誕生・立教開宗慶讃法要」のお待ち受け法要を兼ねて、聖徳太子の法要を大谷派として厳修する。
- (13) 真宗教団連合との連携を考える。  
例：2000 万人の正信偈唱和運動の提唱  
法要日程の調整  
誕生・立教開宗にポイントを絞った展覧会などを共催

#### IV. 記念事業・予算

- (1) 聖教編纂室の設置  
『真宗聖典』の改編出版を行う。
- (2) 法要全般にわたる予算規模  
これまでの 10 年を超える大型募財による宗門全体の、いわば「募財疲れ」を考慮し、大きくとも 1 年分のご依頼額（約 50 億円）を超えない予算で企画すべきである。また、門徒のみならず多方面からの募財を視野に入れることや、募財奨励にあたって工夫を講じるなど、予算確保の為に熟考を要する。単に寺院に割当するだけでなく、広くご寄付していただきやすいシステムを整える。
  - ①ご門徒のご寄付に対しては、教化につながる「記念品」をお渡しする。例えば、勤行本などの他、月間「同朋」1 年間無償送付や慶讃法要限定の記念品等、複数の中から選択できるようにする。
  - ②僧侶、住職のご寄付に対する記念品として、慶讃法要限定の特別記念五条袈裟を数種作成する。
  - ③ご門徒以外の方々のご寄付には、解りやすく親鸞聖人をお伝えできるような「記

念品」を企画する。

## V. 標語

今後、慶讃法要に向けたテーマ等が模索される中で、そのキーワードとなりうる標語について、当部会においてあげられた案を以下に列記する。

「現在・ただ今を永遠に生きよう」「これからがこれまでを決める」  
「汝、立ちて更に衣服を整うべし」「世界存在の“私”に気付く」  
「生かされて生きる“私”に出逢う」「わからないまま終るのか!」  
「生きる喜びを捜し共に歩もう」「今を生きる喜びを」  
「あなたにはあなたの仕事がある」「真の独立者たれ!」  
「仮・偽の世界からの脱却」「不安に立ち道を開く」  
「すでに“道”あり」

## VI. 近い将来への検討課題—施設整備—

### (1) 非常時(災害時)対策

大勢の人たちが参詣されている際に起きる非常時(地震などの災害)を想定した準備を構築しておかねばならない。例えば、避難経路確保のための境内整備(大型バスが出入できる規模で、境内南側の塀を改造し、七条通りから直通できる動線の確保)など。

### (2) 周辺地域に「にぎわい」を創出するような環境整備

#### ①内事建物の公開(有料で参観・使用)

特に歴史的文化的価値の高い洋館部分を整備(改修)し、迎賓館や宗門近代史博物館とし、観光客やご門徒に有料で参観、使用していただく。

#### ②東本願寺と渉成園をつなぐ面的・線的整備

正面役宅の前庭部分に土産物屋を置く、重信会館を整備し「宗宝美術館」とする。

## 「教学・教化」部会

主任 小川 香潤

### はじめに

宗門におきましては、来たるべき「御誕生 850 年・立教開宗 800 年」を控えた今、そのためのバックボーンとしての教学・教化の果たすべき役割の大きさにつきましても、今後とも検証を重ね、認識を深める必要があります。

今、宗門において「生きた仏教がない」といわれます。仏教が生きていないということは末法を知らないことであり、民衆から孤立しているということでもあります。教化といっても教える人云々の問題ではなく、それは自らの修道を意味し、それぞれが表現の課題を負っているということでもあります。真理を表現することは、真理の証明であり、普遍的な真実の証明であります。さらに表現することは伝達であり、表現が伝達されれば、その伝達された真理によって人間を創造することになります（一人の真宗門徒の誕生）。教化は仏からいただくことではありますが、教学の後ろ盾をもって、そこに集う僧俗が一体となり、「聞法の宗門」の再構築が願われているのであります。

以上のことから、教化の基本は「世尊我一心 帰命盡十方 無碍光如来 願生安楽國」との仏からの教化が如何に具体的に門徒一人一人に届くか、そのために少なくとも如来から学びとして承った僧侶（寺院）がご門徒一人一人に如来からの使い（布教使）として、絶え間なく生活に密着した生きた教えをお運びする任の全うを心がけなければ教化の実りは結ばれることなく、宗門の教化活動は空過していくこととなります。

そこで、当部会におきましては、2年間のテーマを次のとおり設定し多くの協議と検証を重ねました。

- I. 聖教編纂室の具体的な立ちあげ
- II. 同朋会運動の再確認
- III. 寺院活性化の課題
- IV. 時代社会に呼応する教化の課題

### I. 聖教編纂室の具体的な立ちあげ

#### (1) 「聖教編纂室」の設置

宗祖聖人 750 回御遠忌が厳修され、記念事業の両堂御修復も滞りなく終えること

ができました。2023年の「宗祖親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年」に向けた準備を進めなくてはならない時期を迎えています。

「宗門・教団のいのちは教学・教化にあり」と教えられて参りましたが、そのことにあたり、最も依りどころ・基盤となるのが聖教であります。750回忌御遠忌を迎える以前2003年に答申が出され、その中に七祖聖教の編纂刊行の提言がありました。『坂東本教行信証』の翻刻出版はなされましたが、七祖聖教の編纂に取りかかることはできませんでした。

真宗大谷派宗憲では正依の聖教として、「浄土三部経」・「七高僧論釈章疏」・「宗祖聖人撰述」が挙げられています。宗祖につきまして親鸞聖人全集刊行会から刊行されたものが広く依用されておりますが、問題はこれらの中に宗門より刊行されていないものがあるということです。現状では、本願寺派関係の「真宗聖教全書編纂所」から刊行されている『真宗聖教全書』を依用しているのであります。

これらの現状を鑑みると、2023年の慶讃法要の記念事業として、「聖教編纂室」を立ちあげ、恒常的・永続的な聖教の調査・研究・収集・編纂・刊行を行う必要があり、宗門の責任として着手することを切に願うものであります。また、「聖教編纂室」は上記の聖教にとどまるものではなく、異訳の無量寿経をはじめ、浄土真宗に関する経典、また宗祖以後の列祖の著述も対象にしなければならないと思われま

## (2) 『真宗聖典』の改版について

上記と関連して『真宗聖典』の問題があります。現在、宗門で依用されている『真宗聖典』は、1978年に東本願寺出版部から刊行されましたが、この『真宗聖典』は真宗教団の中での先駆けとなりました。それまで、幾種かの『真宗聖典』が刊行されて参りましたが、宗門の責任として初めて刊行されたものであります。その為、僧侶やご門徒の聞法・学習・研修に多大な恩恵を与えたことであります。しかし刊行から既に40年を経過しようとしている今、調査・研究の進歩から改訂しなければならない箇所が見受けられ、改版作業にも早急に着手する必要があると考えられます。

## II. 同朋会運動の再確認

「一人の人、一つの寺を大切にす宗門」「一カ寺の活性化」ということがいわれておりますが、それは一カ寺一カ寺の住職すべての願いであると思えます。その願いに応える施策をどう展開していくのかが、中央宗務における最大の課題であることは申すま

でもありません。しかし、現実は一カ寺一カ寺の住職の枯渇するような思いに伝えられているのでしょうか。

そこで、様々な施策を講じていくうえで、いま一度、同朋会運動の願いを確認し共有することが、大変重要だと考えます。なぜなら同朋会運動によって自覚された「寺がほんとうの寺でなくなり、真宗門徒は一人もいない」という強い危機意識は、現在の状況の本質を見誤らせない働きを持つと思うからです。

では、「寺がほんとうの寺となる」とはどのようなことなのでしょう。寺院を活性化したいという心は、寺院に身をおく者にとって、常にある願いであり、本音ではありますが、その願いや本音は往々にして人間的願望や欲求から沸き起こるものでもあります。

だからこそ、そのような現実を直視するなかで、同朋会運動は「純粹なる信仰運動」という言葉を用い、そういう人間関心による寺院活性化に陥りがちな自らの在り方と向き合い続けようとしたのだと思います。本当の寺院活性化とはどのようなことなのか、そのことを徹底して追求しようとしたのが、同朋会運動と言えるのではないのでしょうか。

故に、その目的が、「宗門が現代社会にこたえる浄土真宗の僧伽の実現」「本願を基盤と力とした聞法者の共同体の形成」などと表現されてきたのだと思います。これらの言葉は、いずれも人間関心の延長に出てくるものではありません。寺をめぐる状況が大変厳しい今だからこそ、これらの言葉の持つ意味をあらためて確かめ、共有していくことが施策の根底になければならないのではないのでしょうか。

このことを念頭において、具体的施策として以下に提言いたします。

### Ⅲ. 寺院活性化の課題

寺院の活性化を図るためには、どのようなことを行えば一カ寺一カ寺が生き生きとした寺になるのかという課題に対しては、ここ 50 年におよぶ同朋会運動が基軸となって「一人の念仏者の誕生」を願うという運動の連続でありました。そして、同朋会運動が一人の念仏者の誕生を願うとはいえ、真宗において孤立した念仏者というのは考えられず、その同朋会運動の推進こそが寺の活性化には不可欠であると考えます。また「同朋会運動以前から寺は教化活動を行っており、その教化活動を同朋会と名付け運動化したのが同朋会運動である」との言葉にも一理あるとうなずけるものであります。その様な中から新たに課題を下記のように設けました。

○活性化とは何か、そして何を求めるのか

(寺院にとって大切にすべきことをはっきりさせる)



- 教化の現場は「寺院」であり、寺院の使命は教化活動である
- 今までの地域社会・血縁関係の中にあった「当たり前」がなくなる
- 寺院活動の前提条件であった様々な基盤が急速に失われる
- 地域・寺院の大小・住職・坊守・寺族によって寺院の在り方が大きく異なる
- 「場」としての意義（寺院の公益性の基盤）は住職の姿勢により大きく変化する
- 寺院や住職・僧侶に対する信頼性の向上（地域社会との継続的連携の確保）
- 寺院と門徒の関係性の再検討
- 僧俗の人間関係の親密性の確保
- 住職・坊守・寺族・ご門徒の朋なる仏法聴聞の展開
- 「教化」という質を持った寺院活動への転換

教化する寺院（住職・坊守・寺族）と教化される門徒という寺院の基本的構図（且つ門徒であれば寺院を経済的に支えるのが義務であるという構図）のみに依存することから脱皮していないという状況下、「寺院の活性化」とは、寺院という「場」が従前の住職と門徒という「点と点」の関係から、住職・坊守・寺族と門徒が同じ、御教えを聞く身としての深い信頼感によって結ばれた「面」としての関係の構築に立ち上がるのが大切だと考えられます。

#### IV. 時代社会に呼応する教化の課題

次に、時代社会に呼応する教化ということについて申し述べます。現代における日本の宗教的環境から以下のようなことが考えられます。

- 2008年を境に人口が減少期に入り、その中であって高齢化社会が身近な問題になって参りました。人々は個人主義の影響で、介護施設を嫌う人も多く、そのことにより老老介護が社会問題になってもおります。
- 社会環境は中央集権により過疎・過密が進み、都会では人と人との出会うことを失い孤立化し、地方はどんどんと切り捨てられて、限界集落（地域）が生まれ、そこに住む人は孤立したお年寄りだけで、全く不安な生活を強いられているのが現状であります。いずれに身をおいても人間性が失われ孤独にその命を終わっていかねばなりません。
- 企業による営業利益のために若者向けのイベントとして外国の宗教行事を売り物にしたり特に都会では宗教がファッション化したりする形と、急ごしらえの日本固有の加

持・祈祷のみが勢いを得ている状態であります。(ハローウイン・バレンタインデー・ホワイトデー・クリスマス・初詣・節分・恵方巻き等)

- 現在の教団における教化事業は、本当に「求める人」に伝わるのか、さらには宗教に無関心な門徒の方々、あるいは一般社会の人々に伝わるのかという、底知れぬ不安であります。
- 内面性を重視する宗教が、ファッション化された宗教に抗せられなくなりつつある現実をふまえて、教団自体が現在の年間予算等の見直しをしっかりと行い、関連事業の予算化を具体的に考えねば、ご門徒の理解を得ることも出来なくなることであります。

今この時代背景の中でできることは

- 「真宗教化センター」の時代に先駆ける情報の発信(これからの時代を見据えたネットによる情報の発信、寺・門徒を問わずに若い世代へ向けた情報発信)
- 共同教化は単なる研修会だけの為に特化せずに、コミュニティー内での寺院同士の共同教化(寺院が協力し合って、自分たちが主体者となって教化を行う)
- ご門徒お年寄りの「寄り合い処」としての場の提供
- 特に一人暮らしの方などに対する行政との仲立ち業務
- 浄土真宗という「土徳」に目覚ましめるための教化事業の推進(「ご命日法座」の宗門挙げての実施、僧俗一体となった「通仏教行事」(お盆・お彼岸・修正会・除夜会・追弔会等)の実施とその中での僧俗一体の聞法

今一度、「聞法教団」としての再生を図る具体的施策の立ちあげを行わなければならないと考えることであります。

最後に、差別問題、非戦・平和・非核の問題などへの取り組みについてであります。1981年の宗憲改正の提案趣旨において「同朋社会」という言葉について述べられ、宗門における差別問題への取り組みの根拠を同朋社会の顕現という課題に見出しています。だからこそ差別や戦争の現実に対して教団として向き合っていかなければなりません。

同じく、この度まとめられた「部落差別問題等に関する教学委員会報告」を施策の中でどう生かしていくのか、ということは大きなテーマです。(戦争の足音が近づき、自国第一主義が世界を席卷し、ヘイトスピーチがひろがり、沖縄は基地問題で揺れている等)異論を聞き入れることのできない社会の中で、それらに対する念仏者としてのものの見方をしっかりと発信し、さらに、それに対する異論や疑問への応答という作業を

丁寧に行っていくことが、同朋社会の顕現に直結していく営みになると思います。

また、戦後 50 年を契機になされた教団近現代史の見直しにおいて明らかになった課題への取り組みは、教団外にも、浄土真宗が持つ人間観、国家観、社会観を、大谷派なる宗門の存立意義を間違いなく実感させました。しかし、それらの課題への教団としての取り組みは、まだまだ道半ばです。遠い道のりですが、歩みをあきらめることなく、社会に対して提起した責任を果たしていかなければならないと思います。そのためにも、教化センターにおける三機関（教学研究所・解放運動推進本部・青少年センター）の連携がますます重要になることは間違いありません。

上記の委員会提言の様々なテーマは、厳しい財政状況の中ではありますが、聖教編纂室の実動に向けても、今後の教化カリキュラムの確立、「聞法の宗門」の再構築のため、教化センターを中心とした教学教化の充実に向けて、中央宗務としてますます取り組まれることを切に望み、報告とさせていただきます。

## 「制度・機構」部会

主任 東野 文恵

### はじめに

当部会では、各委員が課題を抽出し、その中から次の5点に絞って検討・考究を行った。

- I. 過疎地対策—門徒離散防止—
- II. 教区制・組制
- III. 議会諸制度—宗会議員定数について—
- IV. 本山授与物
- V. 教師資格

### I. 過疎地対策—門徒離散防止—

近年の調査によると、全国の寺院数約76,000カ寺のうち常駐する住職がいない寺院が、約12,000カ寺に及び、また人口減社会にあって人口の都市集中化が進み、消滅可能都市は896を数え、この市町村にある仏教系法人は24,770法人で、全仏教の32.7%に当たるといふ恐るべき数字が出ている。

大谷派としての詳しい調査はなされていないが、この1/3の寺院が消滅するという調査結果は、当たらずとも遠からずと言わざるをえないのではないだろうか。大谷派の基盤である地方都市でも核家族化が進み、若者が新築する家にお内仏が設置される場所を設けているのは1%しかないと言われている。

このような状況下において、当派でも“過疎地寺院対策”に重きが置かれている。過疎化や後継者がいないことによって存続が困難な寺院の中には、整理されることなく放置されている例が数多く見られる。解散した寺院の所属門徒は、積極的に近隣の当派の寺院に所属しようとする人は少なく、中には所属寺院がなくなるか、他宗派の寺院に所属する場合がある。

当部会では、“過疎地寺院対策”は重要であるが、その視点を変え「門徒を離散させない」という基本点に立って論議が進められた。

当派の寺院で放置される原因は、廃寺や合併する手続きの煩雑さが上げられる。手続きの煩雑さの中には、法的な無知さもあると言わなければならない。また、寺族による寺院の私有化意識もあるのではないだろうか。しかし、当派の寺院は他宗派と異なって、

門徒の聞法道場から出発し、「念仏のもうしもの」によって維持されてきたことを忘れてはならない。

「門徒を離散させない」という視点に立って、廃寺・合併の宗派内手続きの簡略化、合併を進める寺院に対する宗派の積極的な対応策を定めるとともに、廃寺する諸手続きに必要な金員や滞納宗費を合併吸収する寺院が負担することによって、合併がよりスムーズに進む方策なども検討すべき時期が来ている。

## II. 教区制・組制

### (1) 問題の所在

#### ①宗門の構成単位

日本国憲法には「主権在民」と謳われ、国を構成する単位は国民一人ひとりであると規定されている。当宗門の構成単位を考える時、宗教団体という社会的組織の面と信仰共同体としての側面の2つの要素があるのではないだろうか。社会的組織という場合には寺と本山という包括関係を表すが、信仰共同体という場合は親鸞聖人のみ教えに帰依した門徒によってこの宗門が構成されていることを表し、この場合、僧侶と門徒（僧侶の中でも教師資格の有無ということはあるけれども）、あくまで個人がその構成単位であることに異論はないだろう。加えて言えば、在家仏教を標榜する真宗教団においては、寺のみを構成単位とすることには教学的な意味合いからも無理が生ずるのではなかろうか。とはいえ、この二面が函と蓋のように重なって一つになってあるので、組織機構改革に当たってはこれらのことに充分留意して議論しなければならない。

#### ②宗教法人法と包括関係

現行の宗教法人法では包括宗教法人と被包括宗教法人の2種類しかないが、実際には「教区」や「組」というどちらにも属さない「法人」的組織がある。宗教学会ではこれらを「中間宗教法人」と呼んでいるが、税務面からも法律面からも「中間宗教法人」を考えざるを得ないということになっている。我々宗門人からも、「教区・組」は中央の出先機関なのか、あるいは地方の自治組織なのか、結論は出ていない。

また、「包括」という法律用語は、地方自治法の第5条第2項に「都道府県は市町村を包括する」とある程度で、あまり多用されない。この場合、「包括」は上下関係でも拘束関係でもない。文字通り独立した市町村を包み、括っているだけに

過ぎない。あくまで包括法人も被包括法人も独立した宗教法人であるという認識が希薄なのではないだろうか。封建時代の残滓のような「本山・末寺」「寺中」という主従関係を、現代に焼き直した言葉のように「包括・被包括」という法律用語で表してはいけないのではないだろうか。

### ③同朋会運動の視座

運動発足 50 周年を迎えた同朋会運動は「家の宗教から個（の自覚）の宗教へ」をスローガンに掲げているように、「家」に継承されてきた信仰を、来るべき「家」の崩壊を予測して、個人に直接働きかける信仰運動へと展開しようと試みた。教化だけでなく、新宗教に倣って財政面でも同朋会員志を個人から集めようとしたが、途中から完納条件より外すことによって、個人参加型の宗門運営にはなっていない、これは周知の事実である。同朋会運動を推進発展させようとする姿勢と宗門運営の実情に、大きな乖離があることは自覚しておかなければならない。

## (2) 問題点の整理

かつて宗議会議員選挙の被選挙資格が全有教師に拡大され、住職の同意事項の必要性が議論された時分から「宗門の構成単位は何か」という素朴な疑問が出てきた。組長・副組長・査察委員選挙においては、選挙権も被選挙権も共に住職・教会主管者であるから寺単位の構成であると認められ、宗議会議員においては選挙権・被選挙権が有教師であることから個人単位の構成であることが認められる。また、組・教区門徒会員、参議会議員は、その選出母体は寺単位である。

財政面では相続講制度が個人を単位としているとはいうものの、経常費ご依頼は寺の集合体である教区に対する御依頼である。また近年の3回にわたる門徒戸数を基礎指数にした御依頼は、やはり寺単位と言わざるを得ない。

このように、宗門の構成単位が場面によって個人、家、寺と違っていることをまず認識しなければならない。そうした上で、教区・組の再編問題の整理と構成単位を基礎にした法制面からのアプローチが必要であろう。

## III. 議会諸制度－宗会議員定数について－

宗会議員に対して、その定数を削減すべきとの声がある。あらためて議員定数や各教区の定数配分について検討することによって、議会のあり方を問う。

現在の定数は宗議会、参議会とも 65 名となっているが、その数が適当であるのか、各

教区の定数配分は適正なのか、そしてその配分がどのような基準でなされているのか、という課題が挙げられる。

#### (1) 定数削減について

そもそも議会や議員の役割というものはどういうものであるのか。宗会は宗派における最高議決機関であり、同時に同朋の声を聴取し宗務に反映させる役割と、宗務に対する監視機能を具している。当然議員定数を減らすとなると、このような議会の役割と機能や議会そのものの質並びに機能を低下させることも考えられる。したがって、この定数削減については、宗門の寺院規模や予算規模等に照らした議会のあり方として、多いのか少ないのかという論点が必要である。

さらに近年の宗派財政の逼迫した状況を理由に、定数削減を求める見方もある。宗派会計上、議会関連費は全体の1～2%ほどであり、しかも宗派予算の全般的な支出削減にともない、議会関連の交通費や研修費の削減を行ってきた。そして、議員一人あたりの歳費についても決して大きいものではなく、議員定数を減らすことによって、大幅な経費削減につながるものではないと考えられる。

以上のような理由から、議員定数の削減については慎重を要するのである。

#### (2) 定数配分について

当派宗会の各教区における議員定数は、法規上明確な基準が示されていない。

国や地方自治体の選挙では、原則的に人口や有権者の数が定数配分の算定基準となっている。宗派の構成基準は、主として寺院・教会にあるが、人として考えるとその代表である住職のみならず、選挙権を有する教師、賦課金対象とされる僧侶、あるいは経常費御依頼の算定に関わる各門徒というような解釈もできる。

例えば現状の議員数を、寺院・教会数、教師数、御依頼額の3項目に絞って按分すると、宗派全体の平均は、寺院・教会数では約135ヶ寺に1議席、教師数では約270人に1議席、御依頼額では約8135万円に1議席となっている。しかし、いずれの算定基準でも、定数と按分値に大きく開きのある教区があり、教区間における1票の格差が生じている。

教区の改編にともない、今後定数是正を要することになるのだが、議員定数の配分についての算定基準を明確にするべきではないか。特に、算定するために必要となる要素については、どの項目を適用するのか、あるいは複数の項目を組み合わせで算定するのか。また、参議会議員の算定基準も宗議会議員と同様でいいのか、これも併せて検討が必要となってくる。

## IV. 本山授与物

本山の授与物について検討を深めた際の問題点を掲げる。

- (1) 門首の宗務に関する行為において、「本尊、名号、影像及び法名を授与すること」とあるが、「御文(蔵版)」における記名押印をどこで定めているのか。
- (2) 授与物に関する達令・第2条において、「…授与物とは、次の各号に掲げるものをいう」とあり、16種が掲げられている。その12番に「御和讃」の表記がある。授与物としての御和讃は大型一部4冊で構成されていて、『正信念仏偈』も含まれている。この場合、御和讃の表記だけでよいのであろうか。例えば『正信偈・三帖和讃』と表記すべきではないだろうか。
- (3) 御本尊脇掛について、町版との金額差が10～25倍もあり、寺院教会が御本尊を本山よりお受けすることを積極的に推奨するためには「何らかのメリット」を設定する必要がある。本山から御本尊をお受けすることの比率が高まれば、町版が減少し、お内仏(仏壇)の付録のような感覚も見直される。また保信会員の仏具店、念珠店等には、町版をカタログ掲載しないような指導を徹底すべきと考える。
- (4) 本尊に添えられる「御本尊について」の文章を今一度整理する必要がある。またお荘厳を正しくするために推奨しているものが3点あるが、『お内仏のお給仕と心得』(1966年7月発行)、『お内仏のある生活』(2013年11月発行)、『お内仏の荘厳と作法』(2015年7月発行)のどれを奨めるのかが曖昧である。
- (5) 法名(軸)は授与物であるのか、また礼拝対象であるか否かが曖昧である。宗憲17条には(門首の宗務に関する行為)として「法名を授与すること」と規定しているが、授与物に法名は含まれていない。今後、整合性を明らかにすべきである。
- (6) 授与物の範疇であるかどうか不明であるが、住職似影について裏書きが一切無い。本山より付与された証明がなされていない。
- (7) 新たに出された額装本尊は、都市部に居住する核家族の御門徒を想定されたもので時代に相応したものといえる。しかし、従来の本尊脇掛から額装本尊への移行



が顕著になった場合、「お給仕」という観念が薄れていくのではないかと危惧する。

## V. 教師資格

寺院の活性化についての一面として、教師の資質向上が不可欠ということが言われるが、それは宗門として教師の養成や教学研鑽について、その取り組みの内容に対する問いでもある。

現在、教師資格取得については、試験検定を受験するか、大谷大学、九州大谷短大、同朋大学、大谷高校の他、大谷専修学院、真宗学院等で所定の単位を取得して卒業、修了するという方途が定められている。また、教師資格の取得が困難な状況にある方々のために、通信教育や真宗学院の増設など、その方途の更なる多様化を望む声もある。

しかし、宗門の教勢からすると今後教師資格取得者の増加は見込めない状況にあり、仮に資格取得の方途を増やしても、各機関でその数を分け合うこととなり、各機関の運営苦を引き起こす要因にもなりかねないという問題がある。具体例として、大谷大学の教師補任者数の全体の占める割合（各年度別）が2006年度に30.0%あったものが、2015年度は20.7%に激減しており、少子化問題とともに大谷大学の経営苦の一因となっている。また、全国9カ所の真宗学院においても、補任者数の実績や運営、カリキュラム、経費、講師スタッフ等の面において格差やバラつきが見えることも課題視すべきである。特に、このような真宗学院に関する課題に対応する意味でも、宗派における統一的な検定試験の義務化が必要なのではないかと考える。

このような現況を踏まえ、教師資格の取得面においてまず宗門がなすべきことは、教師をどのように養成していくのかというビジョンを持ち、それに相応した教師養成のあり方として計画性をもった態勢を整えることではないか。同時に教師資格取得機関の安定的な運営についても視野に入れるべきである。また、この課題と並行して教師としての資質を堅持・向上していくための機関や研修の充実と、資格更新制などの検討も必要なのではないかと考える。

## おわりに

宗門を取り巻く環境は年々厳しさを増している。人口の減少、高齢化、少子化、核家族化、過疎化、寺離れ、宗教離れ等、枚挙にいとまがない。日本の産業構造も、真宗門徒が基盤としていた農林水産業等の土を中心にした第一次産業から教育・医療・福祉・サービス業等の人を対象にした第三次産業へと移行しつつあり、それらが重層的に複雑に絡み合って問題解決はおろか、問題の所在さえ見づかりそうにない。

大谷派宗門は明治維新、敗戦など宗門環境の激変に対処するだけでも困難であったが、さらに両堂再建、教団問題という内側からの問題をも縁として、現行宗憲が制定されて約40年になろうとしている。しかし、現宗憲自体も時代社会の変化に充分相応しているとはいえない面があることを、我々の部会は確認した。

宗門の主体と環境の問題は絡まり合った糸を紐解くように長い時間と相当な忍耐力が必要であることを認識しつつ、制度機構改革は遅々とした歩みであっても是が非でも前進させなければならないのである。

## 「財政」部会

主任 高屋 康順

### I. 収入

#### (1) 既存の収入

##### ①御依頼総額の見直し

歳入の根幹である地方御依頼は、蓮如上人五百回御遠忌の募財が始まってから約 20 年の間、予算額 53 億円前後に据え置かれています。ご門徒が特別募財と御依頼とを同時並行して負担していたのですから必要な措置であったと考えます。また、宗門各位のご尽力によって全教区において完納され、超過収納となっています。しかし、1989 年に消費税が導入され、現在は 8% の税率です。したがって御依頼収入は実質的に目減りしてきています。

現在は、両堂御修復の募財が終わり、地方における御遠忌にも一定の目途が立った頃かと思われます。この時期に御依頼額を消費税相当分以上に増額すべきと考えます。第三回門徒戸数調査に基づき教区御依頼額の配分見直しを行うに当たっては、配分が増加する教区には薄く上乘せし、配分減となる教区には減額幅を大幅に圧縮する等、一律増嵩でない方法も取り入れ、全体的に御依頼総額を増やす方途を模索すべきではないでしょうか。

##### ②御依頼、相続講、同朋会員志、(宗門護持金)

###### ○相続講

相続講の解説が「真宗の仏事(東本願寺出版部)」に記載されています。「真宗大谷派では、明治の両堂再建にあたって、法義相続・本廟護持を願いとして相続講制度を設けました。以来、今日までひろく法義相続・本廟護持にご尽力くださった方々への相続講賞典として院号がおくられています。」とあり、相続講は御講(聞法会)に集まった門徒一人ひとりが本廟護持の懇志を出し合う制度で、広く懇志をいただく目的を持って始められたとあります。

相続講制度が発足して 100 年余り、広く門徒全般に懇志を依頼する意識は薄れてきました。また、院号法名・本廟収骨が相続講賞典であることが忘れられ、院号法名料・本廟収骨料が存在するかのような考え方が定着しています。一方、広く門徒全般に懇志を依頼する方途として同朋会員志制度が設けられま

したが、相続講制度に代わって定着するには至っておりません。

#### ○宗門の収入を支える相続講

相続講制度の実態は地方によって様々な違いがあります。旧来の御講による募財が行われている地域もあれば、院号法名・本廟収骨による収納が中心になっている地域もあります。同朋会員志制度が定着している地域もあります。これは長年にわたって各地域で育まれた募財方法であり、一概にどの方法が良いと判断できるものではありません。宗門財政歳入の6割以上を相続講金が占めている現状では、相続講制度に安易に変更を加えようとするれば、かえって相続講制度の崩壊を招き、財政運営の破綻につながることもなりかねません。この意味で「総括提起書」に示された宗門護持金の取り扱いについては、慎重に検討しなければなりません。

宗門が懇志教団として広く門徒全般から懇志をいただき、門徒一人ひとりが本廟護持に努めていただくよう勧め、教化と募財が同時進行する「教財一如」を実現していきたいものです。さて、当面の課題としては相続講制度の本旨を正しく伝えた上で、院号法名・本廟収骨の取り扱いに臨みたいものです。

### ③院号法名・本廟収骨 相続講賞典内規の改正

#### ○相続講賞典内規の推移

相続講賞典の院号法名・本廟収骨は、1938年(昭和13年9月26日)に発足し現在に至っています。現在の院号法名8万円以上、本廟収骨12万円以上に改正されたのは、1987年(昭和62年1月1日)です。それから現在に至るまで30年間、据え置かれています。

院号法名・本廟収骨の件数はこの20年間に年々減少しています。2015年の院号法名取扱は32,846件で1995年に比し7%の減少、収骨證発行数は8,843件で25%減じています。院号法名・本廟収骨に関わる計算上の収入は、御依頼総額の81%から65%に減少しました。現行のままでは、今後も減少傾向が続くものと容易に想像でき、院号法名・本廟収骨を頼りとして相続講制度を維持することは、この先困難になります。院号法名・本廟収骨の賞典に依存しない募財制度を構築できないか、新たな相続講賞典を考案して本廟と門徒との繋がりを強化できないか、賞典内規を改正して院号法名・本廟収骨の比率を高められないか等、何らかの手立てを要するものと考えます。

#### ○相続講賞典の時期相応の改正

消費税が8%である現状を考えますと、消費税相当分を値上げして院号法名

10～15万円以上、本廟収骨15～20万円以上に改正しても納得していただける社会状況であると考えます。

相続講金は宗門歳入額の6割以上を占めており、その相続講金を相続講賞典たる院号法名・本廟収骨が支えています。院号法名・本廟収骨に係る賞典内規を改正することにより地方の御依頼達成が容易になり、超過完納も期待できます。御依頼総額の見直しを行うとともに、地方が御依頼を達成する力を強化できるように検討が必要であります。

#### ○新たな相続講賞典

院号法名・収骨の他に賞典の種類を増やして相続講に弾みをつけるべきではないでしょうか。特に財政支出が少なく、本廟護持にご尽力いただいた方への感謝を表すとともに、真宗本廟に足を運んでいただけるような賞典を例えば以下のように考えてみました。

例：渉成園招待券

報恩講招待席優待

相続講100万円達成者の集いご優待

月刊「同朋」の一年間無償購読

同朋新聞・真宗など機関誌で氏名を載せて表彰

渉成園観桜会・観月会・紅葉の会ご優待

山門上「釋迦三尊像」特別拝観、「御影堂」矢来内にて参拝

#### ④授与物礼金

授与物礼金収入は歳入の6%を占める重要な収入ですが、大幅に落ち込んでおり留意すべきです。授与件数全体では10年間で2割以上の減少、特に100代以上は6割以上減少しており、小型化傾向が顕著です。収入額も3割減、2億円以上減少しています。

住宅事情が変化して大型のお内仏が置けなくなったものと想像でき、三つ折り本尊や額装本尊などを新設されたご努力に敬意を表すものです。一方、全体件数の減少の要因としては、本廟授与物以外の掛け軸が普及していることが考えられます。「御本尊は本山から」と同朋新聞等を通じ奨励しているところですが、仏具店からの協力が手薄なように感じられます。サービス品の掛け軸を付けるのではなく、「ご本尊はお寺さんにご相談を」と伝えていただくよう教区・組が一丸となって仏具店に要望していく活動が肝要です。また、本廟授与物に表から見て判別できる印を置くことができないか検討すべきではないでしょうか。

## (2) 新たな財源

### ① 渉成園の活用

渉成園は日本国指定名勝(1936年指定)です。真宗本廟(東本願寺)の東方約150m位置する飛地境内地で枳殻邸とも通称されています。1641(寛永18)年に三代将軍徳川家光から寄進され、回遊式庭園と諸殿が配置されています。諸殿には狩野永納、棟方志功等の作品、十五代将軍徳川慶喜の書「渉成園」が存し、徳川家と東本願寺との関係を表す史跡です。京都駅から徒歩10分圏内の魅力ある名園であり、入場者の増加を図ることで協力寄付金の増収が期待できます。

しかし、近年入場者数が増えたとはいえ、まだ年間約10万人で、その内容と立地を考えれば十分活用されているとは言い難い状況です。渉成園は少ない人員と費用で管理運営されていますが、案内表示が少なく、休憩する場所が限られていたり、お抹茶の接待やお土産販売は季節限定となっているなど、サービス面が貧弱です。また、展示施設、美術品の防備や管理に不安があります。万全の管理運営体制を整えて来訪者へのサービス充実を図る積極的な運用を行えば、5年後20万人、将来100万人の来訪者を見込むことができます。また、渉成園の存在を周知させるため、結婚式、展示会、コンベンション等の対外的な貸出しを積極的に推進して、入場者の増加を図りたいものです。運営費用を捻出するための拝観冥加金の値上げは、止むを得ぬものであると考えます。

### ② にぎわい創出

本廟の近くに食堂・喫茶店などの休憩所や、漬物・銘菓などの京都土産店もなく、ウインドウショッピングを楽しんだり、暇つぶししたりする商店がありません。本廟周辺に観光的魅力がないために、参拝者は参拝後そそくさと他の観光地へと立ち去ります。本廟やその周辺での滞在時間を増やす仕掛けが無ければ、渉成園で特別展示を行う等の努力を重ねても、入場者の大きな伸びは期待できません。本廟を中心に正面通りと渉成園を一体のものとして捉え、面的な魅力を整えた賑わいを創出したいものです。例えば、銀閣寺界隈の「哲学の道」、彦根城の「キャッスルロード」、伊勢神宮の「おかげ横丁」のように、周辺に食べ物屋、お土産屋が立ち並ぶ回遊式の娯楽施設を有する地域が参考になります。これらが形成されたのは近年であり、地元住民と行政が連携して成功した事例です。

本廟と渉成園を結ぶ「正面通り」が観光客に魅力ある商店でつながれば、本廟と渉成園の魅力を同時に発信でき、参拝者の増加も期待できるでしょう。本山か

ら積極的に市役所や周辺地域に働きかけて、共に参画する街づくりを推し進めて  
いただきたいものです。また、この魅力づくりに沿った形で、周辺に存する本山所  
有の旧総会所や役宅等の有効活用についても、検討が必要だと考えます。

にぎわいの創出は、門徒と本山の距離感を縮める取り組みです。人が集うとこ  
ろに教えが伝わる場が開かれ、これまでご縁のなかった人びとを真宗本廟へ導く  
ことにつながります。本廟とその周辺ににぎわいを創出して、全国から上山される  
ご門徒が、本廟参拝後に周辺施設で一日ゆったりと過ごされ、上山が楽しみだと  
言われるようになって欲しいと願うものです。

### ③本廟法名紙の授与

#### ○法名受領に要する費用の矛盾

本廟での帰敬式冥加金は1万円です。別院や寺院で受式するときは、  
1万5千円前後であり、この内1万円は本山に届けられます。いずれの場合も  
本廟から法名紙をいただけます。一方、住職が帰敬式を行うときに受式経費だ  
けで執行された場合、本廟の冥加金がありませんので、ご門徒には本廟の法  
名紙が届きません。葬儀の際に執行するときも同様です。現行制度のままでは、  
存命中に本廟で帰敬式を受ければ冥加金1万円ではありますが、住職執行では  
受式経費も本廟冥加金も受け取らない0円の場合があります。

帰敬式実践運動は、存命中に帰敬式を受けて聞法の道を歩みだす人の誕生  
を願いとしています。しかし、費用の矛盾を抱えた現状では「死後に住職から  
法名を付けてもらう方が安上がり」という声が聞かれ、帰敬式実践運動を推進  
するうえでの障害となっています。

#### ○法名紙御染筆

住職が帰敬式を執行し授与した法名を、本廟で御染筆をいただく願事礼金  
は3万円です。皆共に親鸞聖人のご門徒でありますので、全国の門徒が等しく  
本廟から法名紙を受領する制度を確立していただきたいものです。帰敬式実践  
運動と並行して本廟法名紙受領運動を展開することによって、生前に帰敬式を  
受式すれば1万円、受式しないと3万円となって費用の矛盾を解消でき、帰敬  
式実践運動の障害を取り除けます。また、宗門の新たな財源になります。

なお、これには住職、門徒のご理解が大切です。住職の協力を促すため、  
御染筆願事礼金の一定額を御依頼金に算入するなり、還付金を設定するなり  
の配慮を検討していくべきものと考えます。

## II. 支出

### (1) 財政運営

#### ①退職積立金

##### ○財政運営の不安定要素

宗務役員の退職慰労金は毎年予算不足を生じ、不足額は第一予備費から充当されています。この財政措置は毎年繰り返されています。予算の退職金計上額は退職予定者に見合う額ですが、中途退職者の費用を見込むことは元より不可能で財政運営の不安定要素になっています。予算編成に当たっては、予測できない退職慰労金増加分に充てるため、ある程度予備費に積んでおかなければならず、支障になっています。これを防ぐために退職慰労金積立金を用意して、経常部支出に影響が及ばないように計画的に積み立てていますが、退職慰労金特別会計準備積立金の額は、毎年の退職慰労金の2年分程の額です。宗門に資金余力がないとの理由で毎年の積立額は1,500万円にとどまり、積立金は不足した状態のままです。現職員の退職金引当金を早期に充実するよう会計監査委員長から指摘されています。退職慰労金特別会計準備積立金の充実を図っていただきたいものです。

##### ○中途退職者

予測できない退職慰労金増加の要因は中途退職者です。これはまた宗門人事の大きな問題点です。一般に新規採用者は10年の教育期間と習熟期間を要するといわれ、10年でようやく一人前、仕事を本格的に任せるには15年かかるといわれます。宗門を支えて立つ30代後半から40代の宗務役員に降りかかる人生最大の試練は、自坊の後継問題です。このため有為の中堅を泣く泣く宗門は手放しています。自坊継承が落ち着くまでの期間を一時休職扱いにする制度や復職する道を開かないと、宗門の大きな損失はこれからも続きます。退職金が抱える不安定要素は、小手先の財政対策だけで解決できる問題ではありません。

#### ②第2種共済の改革

##### ○第2種共済の長所と限界

第2種共済は、火災、風水害、自然災害により罹災した本堂と庫裏の復興費用を給付する共済制度で、一口1万円の拠出で1千万円、10口まで加入で



き最高1億円までの給付が受けられます。自然災害による罹災も対象として最高1億円の復興費用を給付する共済は他に類がありません。

阪神大震災以来、次々に大災害が発生しており、被災寺院の数と被災額は膨大なものになっています。第2種共済は1件1件の罹災を想定しており、これほどの大災害を想定しておりません。積立金73億円の約5割を給付総額の限度と定めているため、大災害時には資金不足の恐れがあり、満額給付できない事態を生じかねません。加えて災害に専門的知識を有する担当者が十分でなく、対応の遅れと給付内容への不公平感、不信感を生じる事態にもなっています。

#### ○民間損害保険の追随

20年ほど前まで、民間損保等には再取得価額を保障する掛け捨て保険はありませんでした。保障額は減価償却後の価格でしたので、古い本堂は再建価額の5%から10%しか補償対象とならず、とても寺院復興の役に立つようなものではありませんでした。この意味で第2種共済は画期的な制度でした。ところが、民間損保等が掛け捨て型の保険商品を次々に販売し、その保障内容も第2種共済に肩を並べるものになっています。近年の大災害の折には、数兆円に及ぶ資金量と2万人を超える専門職を大量投入して、迅速丁寧にしかも巨額を支払っております。これに比較されると大災害時の第2種共済は見劣りするものとなっています。

#### ○第2種共済の今後

第2種共済の給付対象を火災に特化し、自然災害は掛金率が高い上乗せ契約に分離し大災害時の対応を整えるべきです。また共済掛金の率の見直しも検討すべきです。大災害時の復興費用を確保するために第2種共済と民間損保等との併用が有利であります。第2種共済を堅持しつつ民間損保と提携した保障体系を構築すべきです。団体加入による割安な保険商品を民間損保に提供させてはいかがでしょうか。団体保険の併用を全国寺院に勧めれば、第2種共済の加入促進にも繋がり、その勧誘奨励金を新たな収入とすることが見込めます。

一方、共済賦課金1万円で最高2千万円の復興共済金を給付する第2種共済の基礎加入分について、寺院が被災後いち早く立ち上がり、教化の空白を生じさせないために、迅速な給付に努めていただきたいものです。また、当面の運転資金として無利子無担保のつなぎ融資を受けられる制度を設けてはいかがでしょうか。

### ③平衡資金の積立目的を明確にする（会計条例 39・40・41 条を踏まえて）

平衡資金は御依頼金の大規模な減収に備え一定額を確保する資金であると言われていて、しかし、その資金規模の想定は明瞭ではありません。一方、平衡資金の収入と支出は、毎年度繰越金の半分を積み立てており、歳入不足の折に必要な都度、回付し費消しています。これは財政を柔軟に運営する調整的な性格です。つまり平衡資金には減収対策と財政調整の性格が存在しています。

平衡資金が持つ二つの性格を整理分割して管理することを提案します。一つは減収対策基金で、積み立ての目標額を明確にし、年次計画を立てて積み立てます。安全有利に保管し、一定条件の減収が発生した時に取り崩すことができるように法規を整備します。二つには、財政を調整する基金で、毎年の繰越金の1/2を積み立てます。予期せぬ減収や突発的な支出が発生して通常の単年度予算では対応できない財政負担に備える資金とします。概ね、予算額の一割程度を持つことが理想的と言われていて、安定した財政運営を支えるための制度整備を望みます。

## （2）財産管理—諸施設の維持管理—

### ①施設維持管理の問題点

視聴覚ホールの雨漏りに端を発し、宗門の施設維持管理に対する姿勢に疑念が持たれています。施設の管理費用は必要な都度に予算対応する 경우가多く、予算に余裕が無いことを理由に維持管理を先延ばしする傾向があります。今回の問題惹起の要因とも考えられます。

建物は施設・設備ごとに耐用年数が定められていて、建て替えまでの維持費用は、建設費に匹敵するほどの額になります。戦前や戦後間もない時期の建物が建て替え時期を迎えています。奉仕施設の改修が進んでいますが、宗務所や役宅など建て替えを要する施設がほかにも多数あります。例えば役宅は今後も自前で保持し続けるのか、その必要性・用途・規模などを十分に吟味していただきたいものです。維持し続ける忍耐強い努力を重ねていく姿勢が大切です。

維持補修経費を十分に予算計上するよう検討すべきではないでしょうか。

### ②減価償却引当金

これまで減価償却は非課税の宗教法人には馴染まないものとして取り入れて来ませんでした。ところが、2015年度決算において、資産価値を把握するために

一部財産に減価償却的評価が導入されました。そこでもう一步先に進み、減価償却して目減りした資産価値に見合う減価償却引当金を積立てることを提案します。将来建物が老朽化したときに、建設費の全部を一気に用意することは益々困難になるものと思われます。まして普通財産の更新には募財に頼る方法は採れないものと思われます。資産評価に導入された減価償却的評価と並行して、評価損分の引当金積立てを検討すべきと考えます。

### (3) 宗務執行

#### ①業務と執行体制の見直し

##### ○業務軽減と執行体制のスリム化

御依頼が全教区完納となりながら宗門にお金不足の事態となっています。一方、人件費、福利厚生費、退職金、営繕費、保険料、税金等の固定的な経費が増えて、宗門は段々お金がかかる組織になっています。また、宗門内外からの要求に応え事業は肥大化傾向にあります。今こそ、覚悟を以て事業に優先順位をつけ、事業の絞り込みに取り組む必要があります。事業を見直して、廃止・地方移譲・受益者負担を求める等、事業効果进行评估し、宗門全体の業務と費用を軽減しなければなりません。廃止や見直しに伴い寺院・門徒からは不満が出るでしょうが、執行体制スリム化によって宗門の支出を抑制して地方負担を軽減する策であると理解を求めていきたいものです。

また、新たな事業を興すときは、費用的にこれに見合う既存の事業を取り止めます。漫然と事業を継続せず、限られた財源で最大の効果を発揮できるよう事業の進捗状況、効果、参加者や関係者の反応などを捉えて、常に改善を心がけていきたいものです。

##### ○地方への権限移譲

教化事業が、全教区・組へ同じ内容で推奨されています。教区・組の同朋会議などで話し合っ、本当にその教区や組に必要な教化事業なのかを選択・選別させ、教区・組の自主運営として任せるべきです。教化センターで地方の要望を精査し、教区に相応しい教化事業を推奨して教区の自主性を強化するとともに、教区への権限移譲を行って、宗務所業務の軽減を図るべきときかと思料します。

## ②財政計画の樹立

### ○基本計画

宗門の将来を語るうえで、収入と支出が今後どのように推移するのかが示されておらず、当てのない推測でしか話し合えないのは誠に残念です。今後10年間の収入・支出を推定し、大きな事業の実施年を想定し、将来の収支バランスを考慮すれば、諸費の値上げ時期や事業廃止時期も想定できます。財政基本計画は財務部内で既に作成されていると思いますが、門徒、寺院、議会に公表されておらず、将来が見えてきません。早急に公表すべきと考えます。

### ○実施計画

また、今後5年ほどのスパンであれば、より現実的に年次ごとの収入額を想定できますし、建設修繕などのハード事業、記念法要事業、教化に関するソフト事業、人件費や事務費など固定的な経費も想定でき、年次ごとの支出額も想定できます。予算は単年度主義ですが、事務事業の年次予算を想定し明示されれば、事務事業に参画する宗門関係者は予定を立てることができ、心構えも違ってきます。宗門関係者に宗門の近未来像を示すことで、宗門運営の信頼と安心をより強固に獲得されることを願います。

## ③決算議会の開催

宗門財政の決算は、6月末の出納閉鎖後、8月末に決算額の集計が終了し、11月末に決算監査が終了し、12月の宗政調査会で会計監査委員長からの報告を受けています。決算の早期化に努力された財政当局に頭が下がる思いです。12月の宗政調査会において決算監査概要と上期業務の報告を受けており、実質的な決算報告を受けている状況になっているものと受け止めています。

これまでも幾度となく決算議会の必要性が論議されておりますが、議会開催費用の増嵩や日程調整が支障となって開催困難と判断されてきました。しかし、12月に宗政調査会を開く費用と日数を決算議会に振り向け、加えて定例宗会の日程から決算に要する日程を減らせますので、費用や時間が大幅に増加するものでもありません。決算議会を開いて前年度事業の成果を評価し、実施中の本年度事業を吟味し直すとともに次年度予算編成への道標とすることは大切な作業です。決算議会の開催を検討すべきと考えます。

しかも12月に議会を開催すれば、決算だけでなく予算補正が行え、事業展開の迅速化につながります。また、契約や人事、財産処分など予決算以外の議決案件も上程できて、業務全般の執行の迅速化を実現できます。

#### (4) 過疎問題—都市中心部の過疎—

##### ○ドーナツ化現象

過疎問題といえば地方から都市への人口流動に目を向けがちですが、都市では中心部から近郊へと人口が流出して激しい過疎が起こっています。東京、大阪、名古屋に限らず地方の中核都市でも同様のドーナツ化現象が見られます。中心部から近郊へ移転した門徒との繋がり維持は難しく、地方から都市への流出と同様に困難です。また、移転前から交流している世代までは繋がりを維持できても、次の世代では縁が切れてしまう傾向も地方の場合と同様です。

##### ○都市中心部教化と昼間人口

都市部では宗教的土壌が弱まり、宗教離れ・寺離れは地方よりずいぶん深刻です。葬式やお墓に莫大なお金を要求された噂話が飛び交い、お寺に関わるとお金を盗られると毛嫌いされ、宗教は怖いものとの認識が蔓延しています。この状況を打破するには、都市中心部に拠点を設けて正しい宗教理解を広める積極的な教化宣伝を展開していく必要があります。

都市中心部の過疎には、膨大な昼間人口を抱えているという特徴があります。寺院の目の前を多くの人々が往来しており、これらの人々と真宗教化の縁を結ぶことができれば、都市型寺院の新たな存立意義を見出すことができます。また、近郊へ流出した大切な門徒を振り向かせ、門徒と寺院との繋がりを強化する力にすることができるものと考えます。

近年、医療・交通・買い物等の利便性を求めて高齢者世帯が郊外から都市中心部に移り住む動きも見られます。これらの世帯への教化にも十分留意したいものです。

##### ○事例に学ぶ過疎対策

首都圏の親鸞仏教センターで親鸞フォーラムや講座が開かれているように、大阪、名古屋や地方中核都市でも本山直轄の教化施策を実施することが願われます。その際、会場を別院や教務所、あるいは都市中心部の組の寺院で持ち回りとすれば、新たな施設を建設することなく直ちに実施できます。また、真宗会館が行っている仏事代行を中核都市の別院や教務所でも実施すれば、地方から流出した真宗門徒への教化に寄与することができます。さらに、都市の寺院・開教者と地方から移転した門徒を結ぶ橋渡し役としての機能も期待できます。これらの事業に都市の寺院が積極的に参画・協力し、組を基軸として共同教化を推進し、自坊でも本山直轄の教化施策に連動する教化活動を実施すれば、門徒教化と寺院活性化を図れるものと思料します。

### ○過疎寺院の負担軽減

過疎地域の寺院は近傍に門信徒が少なく法務収入が減少しており、御依頼を住職の兼業収入で賄っている状況がみられます。また教区未納とならないように、未納寺院分を教区・組で補完しています。青空寺院や不活動寺院の整理が遅々として進んでいません。青空寺院の未納分を他の寺院が補完するのは公平性を欠きます。寺院整理が進むまでの間、過疎寺院の御依頼を減免する策として、寺院ごとの減免額を査定し、その額を教区御依頼から減じ、同時に組・寺院割当に減額算入する等の策を講じるべきであります。

# 真宗興法議員団 政策調査会

会 長／武宮信勝  
副会長／藤戸秀庸（故人）  
諸岡 敏

## 【御誕生850年・立教開宗800年】

主 任／清 史彦  
副主任／竹内 彰典  
新羅 興正  
下谷 泰史  
江尻 静哉  
三島 多聞  
勅使 忍  
沼 秋香  
鈴木 現秀  
草野 龍子

## 【制度・機構】

主 任／東野 文恵  
副主任／長峯 顕教  
熊谷 宗恵  
里雄 康意  
鷺山 宣裕  
大谷 制以知  
崖 啓互  
那須 信純  
井上 博

## 【教学・教化】

主 任／小川 香潤  
副主任／酒井 良  
朝倉 順章  
富田 泰成  
滝澤 康俊  
奧林 曉  
訓覇 浩  
鳥越 正道  
齊藤 法顕

## 【財 政】

主 任／高屋 康順  
副主任／渡邊 眞理  
大橋 秀暢  
土肥 人史  
最上 知道  
馬場 礼子  
高月 賢瑩  
小林 光紀  
轡田 普善  
富士澤 丞

真宗大谷派 宗議会

真宗興法議員団

【事務所】 〒 936-0825 富山県滑川市安田 601 番地 正樂寺内